

市場デリバティブ取引に係るご注意

1. 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
2. 本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。
3. お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番13号
電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）
受付時間 9：00 ～ 17：00（土日祝を除く）

(注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

(平成23年12月19日現在)